

## 聖籠町訓令第1号

聖籠町公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年1月26日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町公印規程の一部を改正する訓令

聖籠町公印規程(平成2年聖籠町訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「別記様式第5号」を「別記様式第2号」に改め、同条第2項中「別記様式第2号」を「別記様式第3号」に改める。

第7条第1項中「別記様式第3号」を「別記様式第4号」に改める。

第11条を第13条とする。

第10条中「別記様式第4号」を「別記様式第8号」に改め、同条を第12条とし、第9条の次に次の2条を加える。

(印影の印刷)

第10条 納税通知書等、町長が特に認めたものについては、公印の印影又はその縮小したものを印刷することができる。

2 前項の規定により公印の印影を印刷しようとするときは、公印印影印刷申請書(別記様式第5号)を総務課長に提出し、町長の承認を受けなければならない。

3 印影を印刷した用紙等は、厳重に保存し、常にその受払いを明確にし、不用となったときは、適切な方法により処分しなければならない。

(電子計算機による公印)

第11条 電子計算機を利用して公文書を作成する場合、電子計算機に記録した公印の印影(縮小した印影を含む。以下「電子印」という。)を使用することによって、公印の押印に代えることができる。

2 前項の電子印を使用しようとするときは、電子印使用申請書(別記様式第6号)を総務課長に提出し、町長の承認を受けなければならない。

3 電子印を使用する事務の取扱責任者は、不正使用その他事故を防止するため、当該電子印を記録した電子計算機について適切な管理等を行わなければならない。

4 電子印の使用を廃止したときは、速やかに電子計算機から電子印の記録を

消去し、電子印使用廃止届（別記様式第7号）を総務課長に提出しなければならない。

別記様式第2号から別記様式第5号までを次のように改める。



別記様式第3号

公印持出使用簿

年 月 日	持出し使用を必要とする理由	使用者所属氏名	印

別記様式第4号

公 印 新 調  
 印 改 刻  
 廃 棄 届

決 裁	町 長	副 町 長	会計管理者	総務課長	課長補佐	係
						年 月 日
聖籠町長 様						公印管理者
事 項			新 調 ・ 改 刻 ・ 廃 棄 の 理 由			
公 印 の 名 称						
個 数						
新 調 年 月 日						
改 刻 年 月 日						
廃 棄 年 月 日						
告 示 年 月 日						
備 考						

別記様式第5号

公 印 印 影 印 刷 申 請 書

決 裁	町 長	副 町 長	会計管理者	総務課長	課長補佐	係
年 月 日						
聖籠町長 様						
所属長						
下記のとおり印影を印刷したいので申請します。						
記						
使 用 目 的					使 用 数	

※見本を添付すること

別記様式第5号の次に次の3様式を加える。

別記様式第6号

電 子 印 使 用 申 請 書

決 裁	町 長	副 町 長	会計管理者	総務課長	課長補佐	係
年 月 日						
聖籠町長 様						
所属長						
下記のとおり電子印を使用したいので申請します。						
記						
電子印に使用する 公印の名称						
文 書 名						
文 書 の 用 途						
電子印の寸法 (ミリメートル)						
電子印の記録 の 管 理 方 法						
共用開始年月日						

別記様式第7号

電 子 印 使 用 廃 止 届

決 裁	町 長	副 町 長	会計管理者	総務課長	課長補佐	係
年 月 日						
<p>聖籠町長 様</p> <p style="text-align: right;">所属長</p> <p>下記のとおり電子印の使用廃止について届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>						
電子印に使用する 公 印 の 名 称						
文 書 名						
電 子 印 の 寸 法 (ミリメートル)						
廃 止 理 由						
使用廃止年月日						



別記様式第8号

公 印 事 故 届

決 裁	町 長	副 町 長	会計管理者	総務課長	課長補佐	係
年 月 日						
<p>聖籠町長 様</p> <p style="text-align: right;">公印管理者</p> <p style="text-align: center;">事 故 の 内 容</p>						
公 印 の 名 称						
発 生 年 月 日						
発 生 場 所						
事 故 の 内 容						
事故発生時の公印の保管状況						
備 考						

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。